

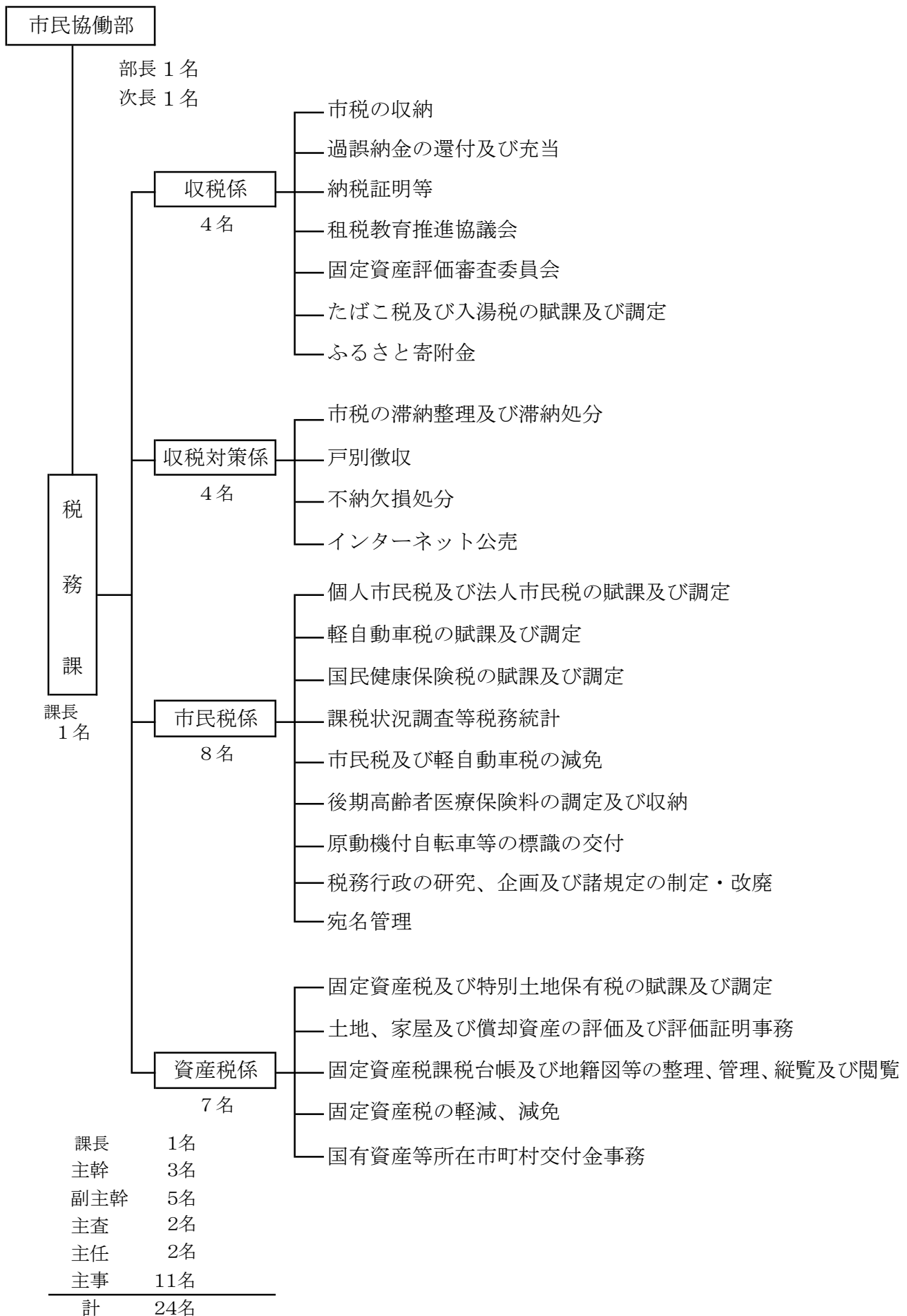


# 目 次

1.	税務課機構及び事務分掌 .....	1
2.	平成30年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	2
3.	市税予算の推移(当初) .....	4
	(1)市税(一般会計)	
	(2)国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)	
4.	市税収納状況 .....	5
	(1)市税収納率 (2)国民健康保険税収納率	
	(3)督促状・催告書発送状況	
	(4)県民税徴収取扱委託金の推移 (5)口座振替納付の推移	
5.	滞納整理の状況 .....	7
	(1)滞納処分の執行停止状況	
	(2)不能欠損の推移	
6.	平成30年度市・県民税課税状況(当初) .....	8
7.	平成30年度業種別、個人市民税所得割に関する調 .....	9
	(1)所得割額構成割合の推移	
	(2)1人当り所得金額と納税義務者数の推移	
	(3)個人住民税額の推移	
8.	法人市民税調定額の推移(最終調定額) .....	11
	(1)均等割の税率と区分別法人数	
	(2)法人税割の税率の推移	
	(3)法人税割額	
9.	固定資産税額の推移 .....	13
	(1)固定資産税調定額の推移 (2)税率の推移	
	(3)固定資産税課税標準額の推移	
	イ. 土地      ロ. 家屋      ハ. 償却資産	
	(4)国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移	
	イ. 国有資産等交付金	
10.	軽自動車税に関する調 .....	16
11.	たばこ税に関する調 .....	17
12.	入湯税に関する調 .....	17
13.	国民健康保険税の概要 .....	18
14.	後期高齢者医療保険料(参考) .....	19
15.	税率一覧表(平成30年度) .....	20
16.	所得等の控除額の一覧表 .....	23

# 1. 税務課機構及び事務分掌

平成30年4月1日現在

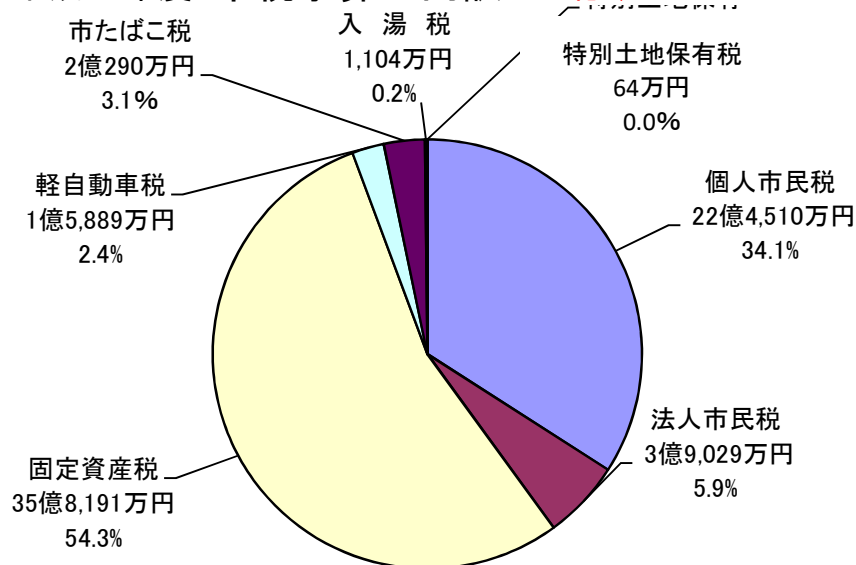


## 2. 平成30年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入 住民登録台帳人口；平成30年4月1日現在 51,485人(前年同期757人減)

区分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)	自主財源 (千円)	依存財源 (千円)
1. 市税	6,590,789	128,014	21.3	6,590,789	
2. 地方譲与税	357,000	6,934	1.2		357,000
3. 利子割交付金	6,000	117	0.0		6,000
4. 配当割交付金	10,000	194	0.0		10,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	4,000	78	0.0		4,000
6. 地方消費税交付金	730,000	14,179	2.4		730,000
7. ゴルフ場利用税交付金	6,900	134	0.0		6,900
8. 自動車取得税交付金	80,000	1,554	0.3		80,000
9. 地方特例交付金	15,000	291	0.0		15,000
10. 地方交付税	13,250,000	257,357	42.8		13,250,000
11. 交通安全対策特別交付金	7,500	146	0.0		7,500
12. 分担金及び負担金	233,112	4,528	0.8	233,112	
13. 使用料及び手数料	312,844	6,076	1.0	312,844	
14. 国庫支出金	2,212,834	42,980	7.1		2,212,834
15. 県支出金	1,770,987	34,397	5.7		1,770,987
16. 財産収入	120,586	2,342	0.4	120,586	
17. 寄附金	10,110	196	0.0	10,110	
18. 繰入金	1,053,163	20,456	3.4	1,053,163	
19. 繰越金	70,000	1,360	0.2	70,000	
20. 諸収入	870,175	16,902	2.8	870,175	
21. 市債	3,269,000	63,494	10.6		3,269,000
歳入合計	30,980,000	601,729	100.0	9,260,779	21,719,221
			比率%	29.9	70.1

### 平成30年度 市税予算の内訳 65億9,078万円



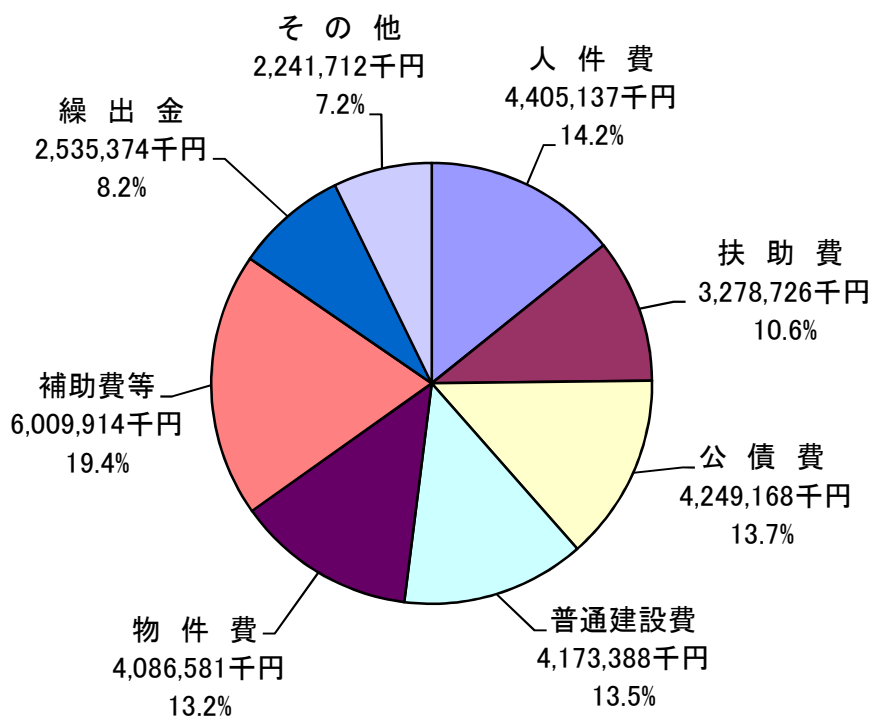
平成30年度市税予算内訳

税目	予算額 (千円)
個人市民税	2,245,106
法人市民税	390,294
固定資産税	3,581,915
軽自動車税	158,886
市たばこ税	202,900
入湯税	11,040
特別土地保有税	648
計	6,590,789

(2) 歳 出

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)
1. 議 会 費	237,297	4,609	0.8
2. 総 務 費	3,029,904	58,850	9.8
3. 民 生 費	7,992,943	155,248	25.8
4. 衛 生 費	2,662,412	51,712	8.6
5. 労 働 費	47,780	928	0.2
6. 農 林 水 産 業 費	1,370,827	26,626	4.4
7. 商 工 費	1,254,995	24,376	4.1
8. 土 木 費	4,872,391	94,637	15.7
9. 消 防 費	1,111,175	21,582	3.6
10. 教 育 費	3,896,988	75,692	12.5
11. 災 害 復 旧 費	117,900	2,290	0.4
12. 公 債 費	4,249,168	82,533	13.7
13. 諸 支 出 金	66,220	1,286	0.2
14. 予 備 費	70,000	1,360	0.2
歳 出 合 計	30,980,000	601,729	100.0

平成30年度 一般会計予算 性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区 分	予算額(千円)
人 件 費	4,405,137
扶 助 費	3,278,726
公 債 費	4,249,168
普通建設費	4,173,388
物 件 費	4,086,581
補助費等	6,009,914
繰 出 金	2,535,374
そ の 他	2,241,712
計	30,980,000

### 3.市税予算の推移(当初)

#### (1) 市税(一般会計)

税 目		平成28年度		平成29年度		平成30年度		前年比 (B)/(A) (%)	
		予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)		
市民税	個人	均等割(現年度分)	97,886	1.4	98,699	1.4	98,909	1.5	100.2
		所得割(現年度分)	2,089,684	31.4	2,103,268	31.6	2,136,197	32.4	101.6
		小 計	2,187,570	32.8	2,201,967	33.0	2,235,106	33.9	101.5
		滞納繰越分	10,000	0.2	10,000	0.2	10,000	0.2	100.0
	法人	均等割(現年度分)	173,025	2.6	171,061	2.6	173,620	2.6	101.5
		法人税割(現年度分)	244,228	3.7	200,158	3.0	216,374	3.3	108.1
		小 計	417,253	6.3	371,219	5.6	389,994	5.9	105.1
滞納繰越分		300	0.0	300	0.0	300	0.0	100.0	
固定資産税	純固定	土地	877,053	13.2	879,566	13.2	872,264	13.2	99.2
		家屋	1,511,925	22.7	1,540,107	23.2	1,486,957	22.6	96.5
		償却資産	1,111,022	16.7	1,103,027	16.6	1,088,679	16.5	98.7
		小 計	3,500,000	52.6	3,522,700	53.0	3,447,900	52.3	97.9
		滞納繰越分	20,000	0.3	20,000	0.3	20,000	0.3	100.0
	国有資産等所在市町村交付金	122,137	1.8	119,145	1.8	114,015	1.7	95.7	
軽自動車税	現年度分	145,210	2.2	157,305	2.4	158,486	2.4	100.8	
	滞納繰越分	400	0.0	400	0.0	400	0.0	100.0	
市たばこ税		241,000	3.6	233,500	3.5	202,900	3.1	86.9	
入湯税		12,000	0.2	12,000	0.2	11,040	0.2	92.0	
特別土地保有税		-	-	-	-	648	0.0	-	
市 税 合 計		6,655,870	100.0	6,648,536	100.0	6,590,789	100.0	99.1	

#### (2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)

税 目		平成28年度		平成29年度		平成30年度		前年比 (B)/(A) (%)
		予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
国民健康保険税	一般医療(現年度分)	720,337	65.1	674,269	65.7	675,392	68.0	100.2
	一般後期高齢(現年度分)	217,669	19.7	203,483	19.9	203,838	20.5	100.2
	一般介護(現年度分)	59,683	5.4	58,999	5.7	59,095	6.0	100.2
	退職医療(現年度分)	45,196	4.1	35,364	3.4	16,482	1.7	46.6
	退職後期高齢(現年度分)	13,588	1.2	10,639	1.0	4,941	0.5	46.4
	退職介護(現年度分)	12,576	1.1	8,122	0.8	3,233	0.3	39.8
	小 計	1,069,049	96.6	990,876	96.5	962,981	97.0	97.2
	滞納繰越分	37,385	3.4	36,291	3.5	30,078	3.0	82.9
	計	1,106,434	100.0	1,027,167	100.0	993,059	100.0	96.7

## 4. 市税収納状況

### (1) 市税収納率（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	税 目	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))
市民税	個人市民税	2,263,097	2,246,759	0	99.3	2,260,120	2,245,921	0	99.4	2,298,106	2,283,200	0	99.4
	法人市民税	488,855	487,515	0	99.7	437,328	436,203	0	99.7	427,913	426,367	0	99.6
	小 計	2,751,952	2,734,274	0	99.4	2,697,448	2,682,124	0	99.4	2,726,019	2,709,567	0	99.4
固定資産税	純固定資産税	3,591,874	3,560,143	0	99.1	3,617,986	3,589,501	0	99.2	3,626,651	3,596,741	0	99.2
	国有資産等所在 市町村交付金	114,391	114,391	0	100.0	122,138	122,138	0	100.0	119,145	119,145	0	100.0
	小 計	3,706,265	3,674,534	0	99.1	3,740,124	3,711,639	0	99.2	3,745,796	3,715,886	0	99.2
	軽自動車税	135,874	134,671	0	99.1	158,531	157,059	0	99.1	162,585	161,547	0	99.4
	市たばこ税	252,242	252,242	0	100.0	241,437	241,437	0	100.0	223,694	223,694	0	100.0
	入 湯 税	12,139	12,139	0	100.0	11,611	11,611	0	100.0	11,569	11,569	0	100.0
	現年度課税分計	6,858,472	6,807,860	0	99.3	6,849,151	6,803,870	0	99.3	6,869,663	6,822,263	0	99.3
滞納繰越分	個人市民税	86,685	11,767	4,846	14.4	85,445	16,045	1,059	19.0	81,880	15,830	925	19.6
	法人市民税	17,480	1,054	725	6.3	17,041	2,040	8,043	22.7	8,002	926	332	12.1
	固定資産税	191,624	20,740	7,442	11.3	194,887	19,810	8,972	10.7	194,604	20,270	6,530	10.8
	軽自動車税	4,406	843	128	19.7	4,620	974	46	21.3	4,682	1,091	61	23.6
	計	300,195	34,404	13,141	12.0	301,993	38,869	18,120	13.7	289,168	38,117	7,848	13.5
	一般市税 合計	7,158,667	6,842,264	13,141	95.8	7,151,144	6,842,739	18,120	95.9	7,158,831	6,860,380	7,848	95.9

### (2) 国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険税	現年度課税分	1,290,632	1,255,001	0	97.2	1,081,444	1,055,939	0	97.6	1,047,058	1,023,882	0	97.8
	滞納繰越分	174,177	40,130	3,334	23.5	165,195	35,337	2,201	21.7	152,795	31,059	1,021	20.5
	計	1,464,809	1,295,131	3,334	88.6	1,246,639	1,091,276	2,201	87.7	1,199,853	1,054,941	1,021	88.0

(3) 督促状・催告書発送状況

期別	督促状発送件数					
	平成28年度	平成29年度				
		市県民税		固定資産税	軽自動車税	国保税
		普通徴収	特別徴収			
4月	20	0	15			
5月	1072	4	18	1,025		15
6月	1,122		104		844	2
7月	629	494	63			1
8月	1,243		47	803		311
9月	880	447	33			310
10月	337		31			283
11月	913	459	58			278
12月	279		44			249
1月	965		57	713		255
2月	854	446	42			270
3月	988		33	742		268
随期	62					
小計	9,364	1,850	545	3,283	844	2,242
合計	9,364			8,764		

月	催告書発送件数	
	平成28年度	平成29年度
4月	1,024	1,061
8月	1,226	1,083
11月	1,086	1,002
計	3,336	3,146

(4) 県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年度	(納税義務者の数)× 3,000円	その他取扱費 (還付充当金他)	平成18年度以前の年度分 の県民税に対する分 (県民税額×7%)	委託金額 合計
平成25年度	(29,376) 88,459	2,273	41	90,773
平成26年度	(29,045) 87,770	6,544	23	94,337
平成27年度	(28,645) 86,475	5,016	26	91,517
平成28年度	(28,716) 86,320	4,971	31	91,322
平成29年度	(28,726) 86,348	3,151	12	89,511

(5) 口座振替納付の推移

(単位:件、%)

年度	納税通知書 件数	口座振替 依頼件数	口座振替率
平成25年度	35,664	26,722	74.9
平成26年度	35,285	26,355	74.7
平成27年度	35,119	26,143	74.4
平成28年度	56,179	44,466	79.2
平成29年度	54,773	43,480	79.4
平成30年度	54,079	42,411	78.4

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。

※平成28年度から単税化により税目ごとに納税通知・督促状を送付



## 5. 滞納整理の状況

### (1) 滞納処分の執行停止状況

(単位:円、件)

税目	年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		0	0	4,500	1	2,257,931	32
法人市民税		0	0	0	0	144,000	1
固定資産税		1,458,100	10	4,253,463	14	13,384,708	75
軽自動車税		0	0	0	0	105,800	16
国民健康保険税		0	0	0	0	875,300	22
計		1,458,100	10	4,257,963	15	16,767,739	146

\*個人市民税額は県民税を含む。

### (2) 不納欠損の推移

(単位:円、件)

税目	年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		4,846,480	53	1,059,578	20	924,988	26
法人市民税		725,300	6	8,042,630	4	331,715	4
固定資産税		7,442,042	56	8,971,657	50	6,530,500	30
軽自動車税		127,700	21	45,800	8	60,400	9
国民健康保険税		3,334,000	39	2,200,715	20	1,021,000	19
計		16,475,522	175	20,320,380	102	8,868,603	88

## 6. 平成30年度 市・県民税課税状況（当初）

区 分		金 額(千円)
所得額	総所得金額	63,707,384
	山林所得	2,450
	分離譲渡所得	295,678
	株式等譲渡所得	395,376
	上場株式等配当所得	19,735
	先物取引に係る雑所得	5,578
	合 計 (A)	64,426,201
所得控除額	雑損控除	4,989
	医療費控除	585,173
	社会保険料控除	12,179,102
	小規模企業共済掛金控除	230,486
	生命保険料控除	1,044,675
	地震保険料控除	89,463
	障害者控除	407,980
	寡婦控除	118,840
	寡夫控除	15,080
	配偶者控除	1,052,140
	配偶者特別控除	175,670
	扶養控除	2,277,250
	同居特別障害加算分	69,460
	勤労学生	260
	基礎控除	8,174,100
	合 計 (B)	26,424,668
	課税所得金額 (A) - (B)	

区 分		金 額(千円)	
税額控除額	調整控除	54,235	
	配当控除	2,064	
	住宅借入金等特別税額控除	18,955	
	寄付金税額控除	11,942	
	外国税額控除	112	
	合 計	87,308	
税額調整額		292	
配当割額の控除額		3,085	
株式等譲渡所得割額の控除額		5,217	
区 分		納税義務者数	税 額(千円)
市民税	均 等 割	28,558	99,953
	所 得 割	24,747	2,158,193
	計 ①		2,258,146
県民税	均 等 割	28,558	57,116
	所 得 割	24,736	1,438,296
	計 ②		1,495,412
課 税 額 計 ①+②		3,753,558	
市・県民税負担割合		市 民 税	60.2%
		県 民 税	39.8%
①のうち給与特徴でH31年度の収入となる額 =③ (市民税)		296,062	
給与特徴でH29年度分からH30年度の収入となる額 =④ (市民税)		286,569	
①-③+④ 差 引 調 定 額 (市民税)		2,248,653	

## 7. 平成30年度業種別、個人市民税所得割に関する調(課税状況調より)

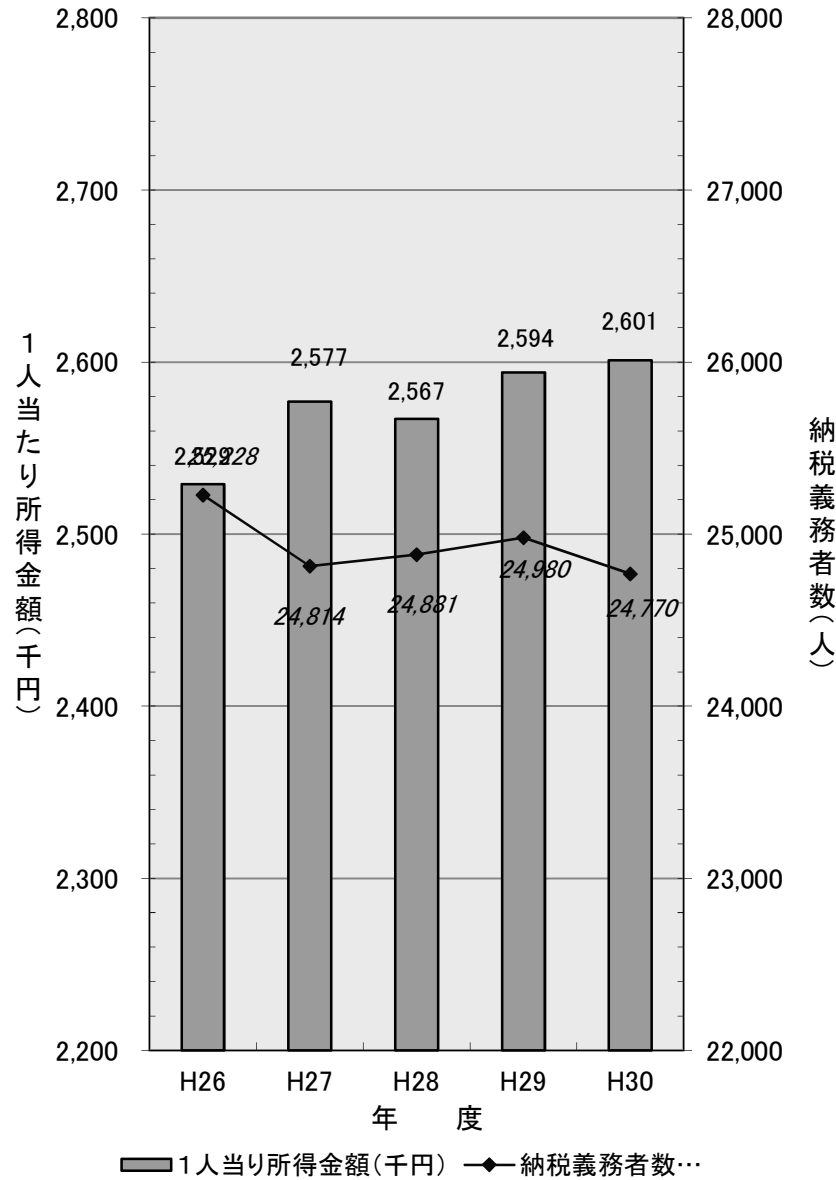
区 分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	19,143	53,174,954	21,426,127	31,748,827	1,904,155	68,920	1,834,073	6.0
営業等所得者	857	2,799,823	1,033,922	1,765,901	105,918	3,513	102,338	6.0
農業所得者	270	612,619	288,696	323,923	19,424	845	18,577	6.0
その他所得者	4,258	6,224,887	3,357,864	2,867,023	171,846	11,549	158,595	6.0
小 計	24,528	62,812,283	26,106,609	36,705,674	2,201,343	84,827	2,113,583	6.0
分離所得者	242	897,551	318,059	1,295,859	56,684	2,481	48,485	4.4
合 計	24,770	63,709,834	26,424,668	38,001,533	2,258,027	87,308	2,162,068	5.9

### (1) 所得割額の構成割合(%)の推移

区分	所得割額 (千円、%)			備 考
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
給与所得者	1,815,916	1,832,103	1,834,073	
	84.8	84.0	84.8	
営業等所得者	103,372	107,498	102,338	
	4.8	4.9	4.7	
農業所得者	17,627	21,184	18,577	
	0.8	1.0	0.9	
その他所得者	159,156	163,588	158,595	
	7.4	7.6	7.4	
分離所得者	44,458	57,899	48,485	
	2.1	2.7	2.2	
合 計	2,140,529	2,182,272	2,162,068	
	100.0	100.0	100.0	

下段は、構成割合

### (2) 1人当り所得金額と納税義務者数の推移



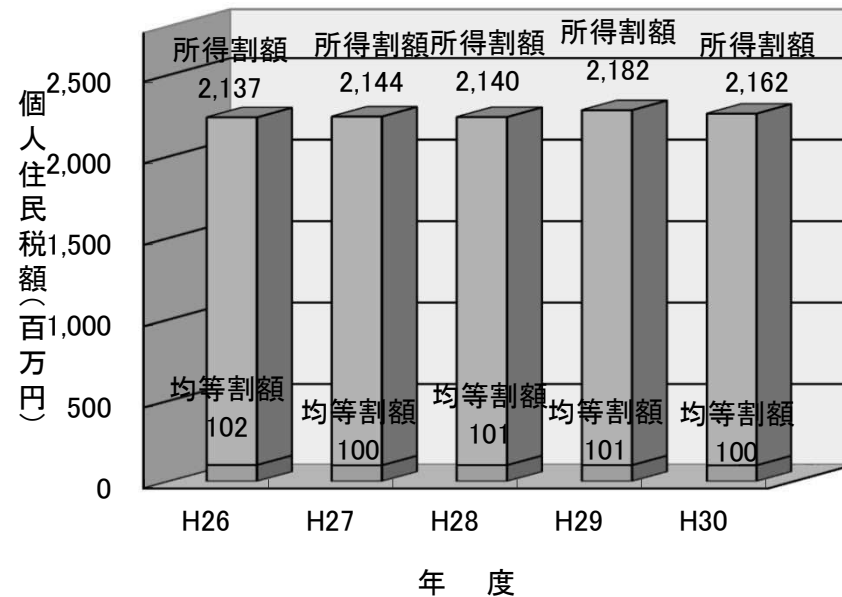
### (2) 一人当り所得金額と納税義務者数の推移

年度	個人住民税	一人当り所得金額(千円)	納税義務者数(人)	一人当り所得割額(円)
平成26年度		2,529	25,228	84,698
平成27年度		2,577	24,814	86,401
平成28年度		2,567	24,881	86,031
平成29年度		2,594	24,980	87,361
平成30年度		2,601	24,770	87,286

### (3) 個人住民税額の推移

年度	個人住民税	均等割額	所得割額	計(百万円)
平成26年度		102	2,137	2,239
平成27年度		100	2,144	2,244
平成28年度		101	2,140	2,241
平成29年度		101	2,182	2,283
平成30年度		100	2,162	2,262

### (3) 個人住民税額の推移



## 8. 法人市民税調定額の推移 (最終調定額)

(金額単位;千円)

年度	事業所数	現年度分		過年度分		合 計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	計
平成26年度	1,178	172,753	333,603	9,158	7,931	181,911	341,534	523,445
平成27年度	1,195	182,416	306,439	9,570	7,910	191,986	314,349	506,335
平成28年度 (A)	1,206	172,979	264,349	9,223	7,818	182,202	272,167	454,369
平成29年度 (B)	1,205	179,257	248,656	7,995	7	187,252	248,663	435,915
(B)/(A) %	99.9	103.6	94.1	86.7	0.1	102.8	91.4	95.9

### (1)均等割の税率と区分別法人数

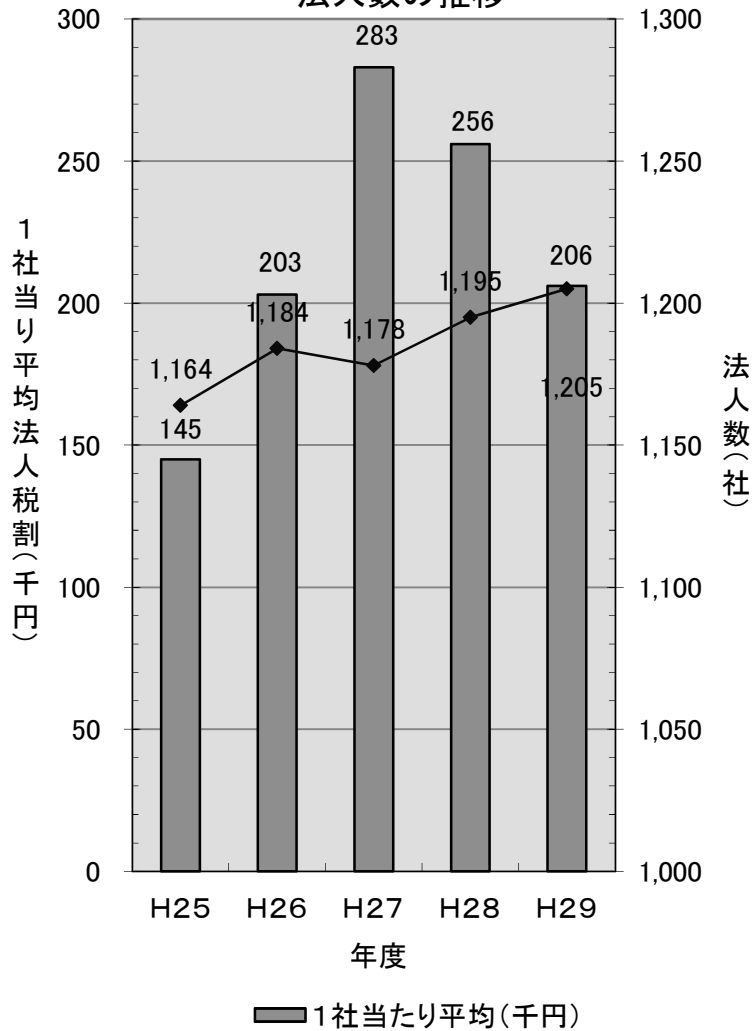
区 分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)	平成26年度 法人数 (社)	平成27年度 法人数 (社)	平成28年度 法人数 (社)	平成29年度 法人数 (社)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600	10	11	11	11
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100	8	7	7	6
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492	36	35	35	34
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480	10	10	11	12
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192	40	43	47	48
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180	30	30	25	27
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156	270	264	264	265
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144	5	5	5	5
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	769	790	801	797
計				1,178	1,195	1,206	1,205

### (2)法人税割の税率の推移

(%)

	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
平成16年度(合併前)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
平成16年度(合併後)	14.7							
平成26年10月～	12.1 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)							

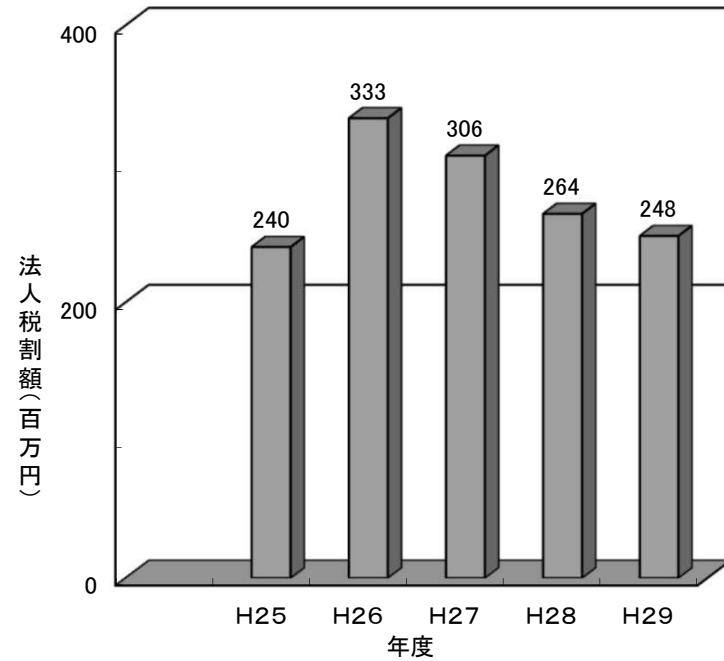
(3)bc 1社当り法人税割額(現年分)  
・法人数の推移



(3) 法人税割額(現年分)

	法人税割額 (百万円) a	1社当たり平均 (千円) b	法人数 (社) c
平成25年度	240	145	1,164
平成26年度	333	203	1,184
平成27年度	306	283	1,178
平成28年度	264	256	1,195
平成29年度	248	206	1,205

(3)a 法人税割額の推移



## 9. 固定資産税額の推移

### (1) 固定資産税調定額の推移

(単位:千円)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
固定資産税調定額	3,922,107	3,687,799	3,679,018	3,691,924	3,591,824	3,617,967	3,619,246	3,536,458

(現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、平成30年度は当初調定、他年度は最終調定)

### (2) 税率(%)の推移 (固定資産税額=課税標準額×税率)

(単位:%)

平成16年度 (旧町村)	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
	1.50	1.70	1.70	1.70	1.45	1.50	1.50	1.55
平成17年度～ (南砺市)	全域							
	1.45							

### (3) 固定資産税課税標準額の推移 (各年度とも当初賦課)

#### イ. 土地 (法定免税点以上のもの)

概要調書より (単位:千円)

年 度 地 目	課 税 標 準 額								
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
田 (介在田含む)	8,030,689	7,972,516	8,024,069	7,990,711	7,944,262	7,930,074	7,834,517	7,823,090	
畑 (介在畑含む)	243,411	235,766	234,811	234,736	235,148	232,668	242,242	242,061	
宅 地	小規模住宅用地	5,229,043	5,091,264	4,975,275	5,015,104	5,024,068	5,007,475	4,952,968	4,884,422
	一般住宅用地	13,700,327	13,609,899	13,536,856	13,896,810	14,068,775	14,115,972	14,085,529	13,945,691
	住宅用地以外の宅地	33,401,375	32,618,717	32,349,050	32,328,228	31,823,951	31,887,526	31,756,746	31,490,071
	計	52,330,745	51,319,880	50,861,181	50,861,181	50,916,794	51,010,973	50,795,243	50,320,184
鉱 泉 地	1,740	1,761	1,783	1,805	1,826	1,848	1,854	1,854	
池 沼	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	
山 林	438,765	423,114	423,349	423,886	423,978	424,706	426,861	427,633	
原 野	49,062	39,095	39,072	39,112	39,224	39,236	39,244	39,602	
雑 種 地	3,513,628	3,184,231	3,322,279	3,289,783	3,353,637	3,281,922	3,330,754	3,353,737	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	64,608,040	63,176,363	62,906,544	62,906,544	62,914,869	62,921,427	62,670,715	62,208,161	

ロ. 家屋（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

年度 家屋の種類		課税標準額（「木造以外の家屋」については決定価格）								
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
木造家屋	専用住宅 （共同住宅含む）	46,202,297	42,595,515	43,363,922	44,442,855	44,157,092	45,011,518	45,894,603	44,628,938	
	併用住宅	1,829,385	1,693,979	1,694,458	1,695,209	1,622,890	1,615,537	1,606,328	1,535,998	
	農家住宅	671,655	708,750	702,785	693,253	専用住宅へ	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	
	附属家	4,284,545	4,064,313	4,115,510	4,142,102	4,067,998	4,094,587	4,135,818	4,061,973	
	事務所・銀行・店舗	708,662	634,948	635,264	686,422	679,551	698,638	747,098	726,093	
	劇場・病院	45,207	39,362	41,253	40,658	37,601	48,479	48,479	44,312	
	旅館・料亭・ホテル （H26まで公衆浴場含む）	128,510	123,363	121,911	122,850	116,642	115,478	114,861	112,722	
	工場・倉庫	425,610	403,109	406,326	411,725	403,482	403,983	401,405	398,081	
	土蔵	746,385	731,988	723,847	718,977	709,370	705,991	704,176	697,395	
	計	55,042,256	50,995,327	51,805,276	52,954,051	51,794,626	52,694,211	53,652,768	52,205,512	
木造以外の家屋	専用住宅 （共同住宅を含む）	鉄骨鉄筋コン造	32,886	42,030	42,030	181,913	179,367	179,367	179,367	174,384
		鉄筋コン造	2,544,495	2,475,309	2,397,517	2,409,891	2,407,306	2,397,560	2,368,791	2,290,001
		鉄骨造	4,323,869	4,928,349	4,928,349	4,976,952	4,804,411	4,820,995	4,848,938	4,665,559
		軽量鉄骨造	2,196,819	1,928,308	1,976,212	1,993,128	1,897,026	1,900,885	1,929,063	1,812,913
		れんが・コンクリートブロック造	156,313	135,306	133,836	133,508	124,337	124,337	123,691	116,654
		小計	9,254,382	9,509,302	9,477,944	9,695,392	9,412,447	9,423,144	9,449,850	9,059,511
	その他	鉄骨鉄筋コン造	982,364	530,545	530,545	524,253	493,537	493,537	493,537	464,764
		鉄筋コン造	7,748,993	6,751,072	6,740,340	6,766,667	6,397,544	6,377,094	6,368,290	6,196,244
		鉄骨造	44,914,798	38,788,736	39,453,221	40,137,834	37,925,600	38,158,915	38,795,545	37,148,450
		軽量鉄骨造	2,669,059	2,327,565	2,332,910	2,358,979	2,275,029	2,275,123	2,281,131	2,167,155
		れんが・コンクリートブロック造	347,296	309,581	272,005	236,021	220,101	219,624	217,171	207,013
		小計	56,662,510	48,707,499	49,329,021	50,023,754	47,311,811	47,524,293	48,155,674	46,183,626
	計	65,916,892	58,216,801	58,806,965	59,719,146	56,724,258	56,947,437	57,605,524	55,243,137	
合計	120,959,148	109,212,128	110,612,241	112,673,197	108,518,884	109,641,648	111,258,292	107,448,649		

※平成27年度評価替えに伴う用途区分変更により公衆浴場は「工場、倉庫」へ移行



[上段は個人分・下段は法人分]

概要調書より(単位:千円)

ハ. 償却資産(法定免税点以上のもの)

年 度 種 類	課 税 標 準 額							
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
構 築 物	312,878	279,416	250,210	265,580	233,794	259,291	279,693	317,089
	3,655,972	4,055,495	4,452,209	4,771,149	4,672,729	4,917,935	5,026,037	5,205,873
機 械 及 び 装 置	269,192	248,471	232,275	255,108	297,214	335,535	445,557	541,119
	16,525,038	16,727,144	16,065,398	16,633,712	16,395,483	17,689,169	17,551,596	18,861,198
船 舶	-	-	-	-	-	-	-	-
	287	324	323	323	1,950	1,136	748	570
車 両 及 び 運 搬 具	5,499	8,152	6,139	8,871	16,629	5,516	17,301	15,130
	173,725	205,713	198,042	205,720	215,740	278,223	336,987	363,396
工 具、器 具 及 び 備 品	103,527	147,083	133,010	119,989	103,187	112,672	106,404	114,142
	3,523,476	3,443,435	3,748,364	3,856,226	3,640,026	3,826,569	3,765,441	3,670,833
計	691,096	683,122	621,634	649,548	649,548	713,014	848,955	987,480
	23,878,498	24,432,111	24,464,336	25,467,130	25,467,130	26,713,032	26,680,809	28,101,870
法第389条 関 係	-	-	-	-	-	-	-	-
	62,580,425	59,496,506	57,814,525	55,651,184	53,014,643	51,754,218	50,559,774	48,025,551
合 計	691,096	683,122	621,634	649,548	649,548	713,014	848,955	987,480
	86,458,923	83,928,617	82,278,861	81,118,314	78,481,773	78,467,250	77,240,583	76,127,421

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

(単位:千円)

年 度 区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中部森林管理局	1,303	1,303	1,230	1,230	1,256	1,323	1,358	1,357
北陸財務局	48	37	35	34	33	32	32	31
富山県企業局	134,689	128,363	123,207	117,893	112,358	120,039	117,079	111,965
富 山 県	824	745	744	744	744	744	677	663
合 計	136,864	130,448	125,216	119,901	114,391	122,138	119,146	114,016

# 10. 軽自動車税に関する調

(単位:千円)

区 分 種 類		税率 1台当 (円)	平成26年度 (最 終)		平成27年度 (最 終)		H28～ 新税率 1台当 (円)	平成28年度 (最 終)		平成29年度 (最 終)		平30年度 (当 初)			
			課税台数	調定額	課税台数	調定額		課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額		
原 付 自 転 車	原付1種	1,000	2,795	2,795	2,594	2,594	2,000	2,370	4,740	2,154	4,308	2,009	4,018		
	原付2種 乙	1,200	201	241	188	226	2,000	164	328	154	308	139	278		
	原付2種 甲	1,600	185	296	203	325	2,400	205	492	208	499	218	523		
	ミニカー	2,500	37	93	36	90	3,700	36	133	36	133	37	137		
	小 計		3,218	3,425	3,021	3,235		2,775	5,693	2,552	5,248	2,403	4,956		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	一 般	二輪車 (ポートトレーラ含む)	2,400	557	1,337	578	1,387	3,600	582	2,095	576	2,073	566	2,038	
		四 輪 車	乗 用(営)	5,500	-	-	-	-	税率 一覽 P21 P22 参照	-	-	-	-	-	-
			乗 用(自)	7,200	12,857	92,570	13,137	94,586		13,035	105,337	13,032	109,914	13,105	114,553
			貨物用(営)	3,000	90	270	86	258		86	287	84	284	89	304
			貨物用(自)	4,000	7,242	28,968	7,145	28,580		6,984	32,897	6,930	33,188	6,904	33,555
	農耕用	1,600	3,314	5,302	3,135	5,016	2,000	3,049	6,098	2,868	5,736	2,782	5,564		
	特殊作業用	4,700	495	2,326	503	2,364	5,900	501	2,956	505	2,980	526	3,103		
	小 計		24,555	130,773	24,584	132,191		24,237	149,670	23,995	154,175	23,972	159,117		
	二輪の小型自動車	4,000	532	2,128	529	2,116	6,000	528	3,168	527	3,162	546	3,276		
合 計		28,305	136,326	28,134	137,542		27,540	158,531	27,074	162,585	26,921	167,349			

\*30年度は当初調定、他年度は最終調定

## 11. たばこ税に関する調

(単位:本、円)

種類 年度	旧3級品以外			旧3級品			小計 (A+B)	合計 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本 当	税 額 (A)	売り渡し 本 数	税率 1,000本 当	税 額 (B)		
平成25年度	3月分 4,197,066	4,618	19,382,051	174,840	2,190	382,899	19,764,950	272,028,738
	4~2月分 47,029,514	5,262	247,469,292	1,921,640	2,495	4,794,496	252,263,788	
平成26年度	48,340,712	5,262	254,368,822	2,090,560	2,495	5,215,950	259,584,772	259,584,772
平成27年度	46,923,907	5,262	246,913,595	2,135,540	2,495	5,328,172	252,241,767	252,241,767
平成28年度	44,785,828	5,262	235,663,017	3月分 274,200	2,495	684,129	241,436,645	241,436,645
	手持ちたばこ 58,780	430	25,269	4~2月分 1,731,360	2,925	5,064,230		
平成29年度	41,496,414	5,262	218,354,124	3月分 207,800	2,925	607,815	223,693,606	223,693,606
	手持ちたばこ 33,980	430	14,605	4~2月分 1,405,980	3,355	4,717,062		

## 12. 入湯税に関する調

(単位:人、円)

年度	項目	税 率 1人1日 当り	課税人数	税 額	課税免除 人数	備 考
平成25年度		150円	82,224	12,333,600	427,851	
平成26年度		150円	78,550	11,782,500	415,046	
平成27年度		150円	80,929	12,139,350	430,171	
平成28年度		150円	77,409	11,611,350	426,512	
平成29年度		150円	77,128	11,569,200	416,467	

### 13. 国民健康保険税の概要

#### (1) 平成30年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算(当初)

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 国民健康保険税	993,059	1. 総務費	93,862
2. 使用料及び手数料	150	2. 保険給付費	3,689,926
3. 県支出金	3,782,883	3. 国民健康保険事業費納付金	1,263,004
8. 財産収入	1,502	8. 保健事業費	103,198
10. 繰入金	378,894	9. 基金積立金	1,502
11. 繰越金	30,000	11. 諸支出金	39,208
12. 諸収入	34,212	12. 予備費	30,000
歳入合計	5,220,700	歳出合計	5,220,700

#### (2) 国民健康保険税税率の推移

年 度	医 療 分					後 期 支 援 分					介 護 保 険 分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)
平成25年度	7.65	—	29,600	23,500	510,000	2.10	—	8,200	6,400	140,000	1.95	—	10,600	6,000	120,000
平成26年度	7.65	—	29,600	23,500	510,000	2.10	—	8,200	6,400	160,000	1.95	—	10,600	6,000	140,000
平成27年度	7.65	—	29,600	23,500	520,000	2.10	—	8,200	6,400	170,000	1.95	—	10,600	6,000	160,000
平成28年度	6.40	—	25,500	19,700	540,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000
平成29年度	6.40	—	25,500	19,700	540,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000
平成30年度	6.40	—	25,500	19,700	580,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000

## 14.後期高齢者医療保険料(参考)

### (1)保険料の算出方法

	対 象	料 率 等
所得割額	賦課のもととなる所得金額…注①	8.6%
均等割額	被保険者一人につき	43,800円
賦課限度額		62万円

注①：前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

### (2)保険料の軽減

均等割額の軽減

①低所得者への軽減（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の総所得金額等の合算額で判定）

- ・9割軽減 8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が所得0円の場合(ただし、公的年金控除額は80万円として計算)
- ・8.5割軽減 基礎控除額(33万円)以下
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(27.5万円×被保険者数)以下
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(50万円×被保険者数)以下

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減（後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人）

- ・所得割額 負担なし
- ・均等割額 5割軽減

### (3)収納状況

(単位:千円、%)

区分 科目	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))
現年度賦課分	534,435	533,335	0	99.8	554,352	553,369	0	99.8	597,000	595,977	0	99.8
滞納繰越分	3,150	1,803	267	62.5	2,179	1,035	22	48.0	2,105	455	0	21.6
計	537,585	535,138	267	99.6	556,531	554,404	22	99.6	599,105	596,432	0	99.6

# 15. 税率一覧表（平成30年度）

## ◎ 市・県民税

### (1) 均等割

イ 個人住民税 市民税 3,500円(非課税限度額(28.0万円×<sup>注1</sup>家族数+<sup>注2</sup>加算額16.8万円)以下のとき又は、前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

県民税 2,000円( <sup>注3</sup>同 上 )

注1) 家族数は控除対象配偶者及び扶養親族の数+1

注2) 加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有するとき

注3) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」

### ロ 法人住民税

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60

### (2) 個人・所得割

#### イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 課税総所得金額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

非課税限度額 ① 35万円×(本人+控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+<sup>注4</sup>加算額32万円

② 前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

注4) 加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有するとき

#### ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
課税長期譲渡所得金額(A)	(A)×3.0%	(A)×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 (A)×15%

#### ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
特別控除後の譲渡益が 2,000万円以下の部分	×2.4%	×1.6%
〃 2,000万円を超える部分	×3.0%	×2.0%

- ※ 所得税(国税) 平成16年分以降 特別控除後の譲渡益が2,000万円以下の部分 ×10%  
 // が2,000万円を超える部分 ×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額	×5.4%	×3.6%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 課税短期譲渡所得金額 ×30%

ホ 調整控除(平成19年度より)

- ① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか少ない額の5%

a, 人的控除額の差の合計額 b, 個人住民税の課税所得金額

- ② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%

※ ただし、この差が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(3) 法人・法人税割

法人税額 × 12.1% (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額 × 1.45% (平成17年度より)

◎ 軽自動車税

(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車等

- ア 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの 年額 2,000円  
 イ 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 年額 2,000円  
 ウ 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 年額 2,400円  
 エ 三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 年額 3,700円  
 オ 小型特殊自動車 ① 農耕作業用自動車及び刈取脱穀作業自動車 年額 2,000円  
 ② その他のもの 年額 5,900円  
 カ 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円  
 キ 二輪のもの125cc超250cc以下(側車付のものを含む) 年額 3,600円  
 ク 二輪の小型自動車250cc超 年額 6,000円

(2) 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 【旧税額】	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 【新税額】	最初の新規検査から13年を経過した車両 【重課税額】
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円

○平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成30・31年度の軽自動車税が軽減されます。但し、軽減は初めての車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

車種／内容			平成27年4月1日以 降に最初の新規検 査を受けた車両	グリーン化特例(軽課)適用税額		
				(ア)概ね 75%軽減	(イ)概ね 50%軽減	(ウ)概ね 25%軽減
四輪 以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※ 軽自動車は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税され、年度途中の売買などにより  
名義変更があっても月割り課税や還付を行わない。

### ◎ 市たばこ税

- ・ 紙巻たばこ(旧3級品以外) 1,000本あたり 5,262円 (～H30.9)  
5,692円 (H30.10～)
- ・ 紙巻たばこ(旧3級品) 1,000本あたり 4,000円 (H30.4～)  
(エコー・わかば・しんせい・ゴールドンバット等)
- ・ 手持ち品紙巻きたばこ(旧3級品) 1,000本あたり 645円 (H30.4～)

### ◎ 入湯税

- ・ 一人一日 150円

※ 免税者

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
- ・ 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1,000円以下のもの
- ・ 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童生徒又は学生

### ◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	介護分
(1)	所得割額	課税総所得金額につき…注①	6.40%	1.90%	1.60%
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	25,500円	7,700円	8,200円
(3)	平等割額	国保加入世帯一世帯につき	19,700円	6,000円	4,500円
課税限度額			58万円	19万円	16万円

注①: 前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減されます。

- ・7割軽減 基礎控除額(33万円)以下の世帯
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(27.5万円×被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の合算数)以下の世帯
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(50万円×被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の合算数)以下の世帯

※**特定同一世帯所属者**とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者の資格を喪失した者で、継続して同一の世帯に属する者をいいます。



## 16. 所得等の控除額の一覧表

区 分	所 得 税 平成29 年分	住 民 税 平成30年度
控除の種類		
基礎控除額	380,000 円	330,000 円
配 偶 者 控 除 額	(下記以外) 老人配偶者 (70 才以上) 380,000 円 480,000 円	330,000 円 380,000 円
配偶者特別 控 除 額	配偶者の所得金額(配所得)により減額控除 最 高 380,000 円 控対配に当たらないとき 38 万円< 配所得 <40 万円 380,000 円 40 万円≦ 配所得 <45 万円 360,000 円 45 万円≦ 配所得 <75 万円 38 万円 - (配所得 - 38 万円) * ( )内 5 万円単位きざみ端数切捨 75 万円≦ 配所得 <76 万円 30,000 円  ※平成16年分から配偶者特別控除の上乗せ部分がなくなり、配偶者控除と重複しての控除はできません。	控除最高額 330,000 円 配所得<45 万円 330,000 円 45 万円≦配所得<75 万円 36 万円-(配所得-40 万円) ( )内 5 万円単位きざみ端数切捨 75 万円≦配所得<76 万円 30,000 円  平成17年度から 同 左
扶 養 控 除 額	年少扶養者(16才未満) 0 円  一般扶養親族(16才以上19才未満及び 23才以上70才未満)一人につき 380,000 円 19 才以上~22 才以下の扶養親族 630,000 円 老人扶養親族(70 才以上) 480,000 円 同居老親等 580,000 円  平成23年分より年少扶養者(16才未満)の控除額が廃止となりました。 また、16才から19歳未満が特定扶養控除の上乗せ部分がなくなり、一般扶養者となりました。	0 円  330,000 円 450,000 円 380,000 円 450,000 円  平成24年度から 同 左
雑 損 控 除 額	「損害金額-保険金などで補てんされる金額」=Aの 金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い 方の金額  ①の金額-(所得金額の合計額×10%)  ②Aの金額のうち災害関連支出額- 5 万円	同 左
医療費控除額	『医療費の実質負担額-「10 万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額」 (限度額 200 万円)』又は『スイッチ OTC 医薬品の購入額-1 万 2 千円(限度額 8 万 8 千円)』のうちいずれか一方の金額	同 左
社会保険料 控 除 額	支払った保険料の合計額	同 左

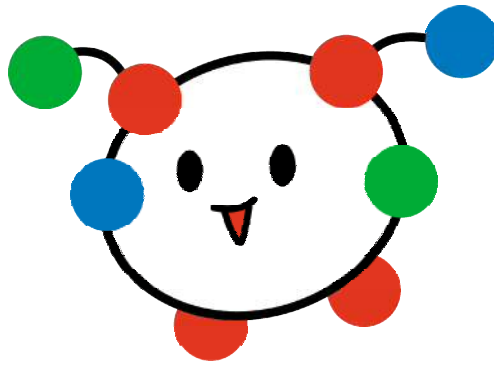
区 分	所 得 税 平成29年分	住 民 税 平成30年度
生命保険料  控 除 額	<p>① 新契約(H24.1.1以降に契約) 上限12万円            新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (限度額 各4万円)            20,000円以下・・・支払い保険料の全額            20,000円超～40,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+10,000円            40,000円超～80,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+20,000円            80,000円超 …… 一律 40,000円</p> <p>② 旧契約(H23.12.31以前に契約) 上限10万円            旧生命保険料・旧個人年金保険料 (限度額 各5万円)            25,000円以下・・・支払い保険料の全額            25,000円超～50,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+12,500円            50,000円超～100,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+25,000円            100,000円超 …… 一律 50,000円</p> <p>③ ①新契約と②旧契約の双方に加入し、生命保険料控除を適用する場合            ①に基づき算定した新契約の控除額と、②に基づき算定した旧契約の控除額との合計額(最高、各4万円 上限12万円)</p>	<p>①新契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            介護医療保険料(限度額各 28,000円)            12,000円以下            支払い保険料の全額            12,000円超～32,000円以下            支払保険料×1/2+6,000円            32,000円超～56,000円以下            支払保険料×1/4+14,000円            56,000円超            一律 28,000円</p> <p>②旧契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            (限度額各 35,000円)            15,000円以下            支払い保険料の全額            15,000円超～40,000円以下            支払保険料×1/2+7,500円            40,000円超～70,000円以下            支払保険料×1/4+17,500円            70,000円超            一律 35,000円</p> <p>③新・旧契約双方の場合            新契約の控除額と、旧契約の控除額との合計額(各 28,000円 全体の上限7万円)</p>
小規模企業共済 等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	同 左
地震保険料  控 除 額	<p>損害保険契約等に係る 地震保険料の金額の 合計額 (最高5万円)</p> <p style="text-align: center;">+ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">           長期損害保険契約等に係る 旧長期損害保険料の金額の 支払額 (支払額の金額が 10,000円を超 える場合は支払額×1/2+5,000円) (最高 15,000円)</span></p> <p style="text-align: center;">(最高限度額 5万円)</p>	<p>地震保険料 支払った地震保険料の1/2 限度額 25,000円(A) 支払った旧長期損害保険料 限度額 10,000円(B) 5,000円以下 支払額全額 5,000円超～15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円</p> <p>最高限度額 25,000円(A+B)</p>
障 害 者 控 除 額	<p>障害者一人につき 270,000円</p> <p>特別障害者一人につき 400,000円</p> <p>同居扶養親族の 特別障害者加算額一人につき 350,000円</p>	<p>260,000円</p> <p>300,000円</p> <p>230,000円</p>
寡婦・夫控除額 勤労学生控除額	<p>270,000円</p> <p>特定の寡婦(総所得 500万円以下で扶養の子有) 350,000円</p>	<p>260,000円</p> <p>300,000円</p>

給与所得控除後の給与金額の計算表

収入の範囲	給与所得の金額
給与収入金額=A * { } 内は少数点以下切り捨て	円
A < 651,000	0
651,000 ≤ A < 1,619,000	A - 650,000
1,619,000 ≤ A < 1,620,000	969,000
1,620,000 ≤ A < 1,622,000	970,000
1,622,000 ≤ A < 1,624,000	972,000
1,624,000 ≤ A < 1,628,000	974,000
1,628,000 ≤ A < 1,800,000 [1,628,000 + { (A - 1,628,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 60%	
1,800,000 ≤ A < 3,600,000 [1,800,000 + { (A - 1,800,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 70% - 180,000	
3,600,000 ≤ A < 6,600,000 [3,600,000 + { (A - 3,600,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 80% - 540,000	
6,600,000 ≤ A < 10,000,000	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ≤ A	A - 2,200,000

公的年金等に係る雑所得の速算表 (雑所得の金額 = A × B - C)

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
1月1日で 65歳未満の方	[公的年金等の収入金額の合計額が700,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	700,001円 から 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
1月1日で 65歳以上の方	[公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	1,200,001円 から 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円



南砺市

さきがけて 緑の里から 世界へ

---

市税の概要 平成30年度版

平成30年9月発行

発行者 南砺市市民協働部 税務課

〒932-0292 南砺市井波520

TEL 0763-23-2005

FAX 0763-82-3414

---